



目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（春日部県税事務所）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館棟移転業務委託に関する落札者等の公示（循環器・呼吸器病センター）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 10・11 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千四百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Community Initiative for Human Advancement Japan

三 代表者の氏名

NEBA OLIVIER NTUNGFOR

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市前川三丁目四番十七ー二百二号前川住宅RB

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内外の人々に対し、英語教育、日本における生活上の情報交換・助言、支援等に関する事業を行い、人々の生活レベル及び社会的地位の向上を図り、日本人との共存、共栄できる平和で豊かな社会の実現に寄与するとともに、国際的な相互理解と文化交流及び国際関係の推進・発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人コアラ日高
- 三 代表者の氏名
山口 正芳
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市横手二丁目二十五番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上井草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

（変更後） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市小針四―九―一 外 計三者

（変更後） 株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市小針四―九―一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年五月十八日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バリュープラザ上尾愛宕店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十一、一番十二、一番十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社りそな銀行 代表取締役 古川裕二

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

（変更後） 株式会社りそな銀行 代表取締役 原俊樹

大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号 外 計九者

（変更後） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号 外 計十一者

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バリュープラザ上尾愛宕店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十一、一番十二、一番十四

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四二四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二四台

ハ 変更年月日

平成二十九年七月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十一日から平成二十九年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百六十四号

平成二十八年埼玉県告示第九百六十六号で公示した公共測量は、平成二十八年十月二十七日終了した旨測量計画機関である東松山県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百六十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル））

三 作業地域

江戸川・中川・綾瀬川

四 作業期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十六号

平成二十八年埼玉県告示第八百八十五号で公示した公共測量は、平成二十八年十月三十一日終了した旨測量計画機関である毛呂山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタルカラー撮影））

三 作業地域

加須市全域

四 作業期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十八号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月十日まで

告 示

埼玉県告示第千四百六十九号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

吉川市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

吉川市全域

四 作業期間

平成二十八年十月二十日から平成二十九年三月二十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―一三―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳一四六四―一 外三十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千百九十三・五四立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四百七十一号

幸手市から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県春日部県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県春日部県税事務所長 富田 俊治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社タガヤ	代表取締役 多ヶ谷三千男	埼玉県さいたま市岩槻区本町四丁目三番三号	平成二十八年十月三十一日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>本庄市小島四丁目七八七番一地先から同市小島一丁目一四九九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十一月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月四日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八一・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年五月二十三日

指令川建セ第二八〇〇〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月七日

川建セ第二八〇〇四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道北七百六十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九百七十八番地一 ベルベデュエル一〇三号

雲田 恭平

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年六月六日

指令川建セ第二八〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月七日

川建セ第二八〇〇四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十一番十七、四千三百五十一番十八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市元宿一丁目三十五番地四プレステージ壹番館一〇二号室
野澤 賢市

告 示

埼玉県病院事業告示第六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 調達案件名及び数量
埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館棟移転業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局新館等準備担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 9 月 29 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本通運株式会社 埼玉支店
埼玉県さいたま市中央区下落合 1079 番 1 号
- 5 落札金額
145,260,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 8 月 12 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 97,600リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 780 番地
 - (3)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 9 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社ニューオイル
埼玉県志木市本町一丁目 6 番 15 号
- 5 落札金額
41.68 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 28 年 8 月 30 日

告示

埼玉県選管告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、久喜市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
久喜総合文化会館	埼玉県久喜市下早見 百四十番地	株式会社 ケイミックス	大ホール 千二百十八人 小ホール 三百八人 会議室、研修室 九十六人 和室 二十四人 広域文化展示室 百八十八人 視聴覚室、研修室 五十四人
久喜市菖蒲文化会館	埼玉県久喜市菖蒲町 菖蒲八十五番地一	株式会社 ケイミックス	文化ホール 四百八十八人 会議室 五十四人 多目的室 百十人
久喜市栗橋文化会館	埼玉県久喜市伊坂 五百五十七番地	株式会社 ケイミックス	文化ホール 四百七十六人 音楽室 三十二人 会議室 九十人 視聴覚室 八十人 和室 二十四人

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
深谷コミュニティセンター	埼玉県深谷市本住町十七番一号	深谷市長	四十人

告 示

埼玉県選管告示第七十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、さいたま市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があつた。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	美園コミュニティセンター
所在地	埼玉県さいたま市緑区大字下野田六百五十五番地
管理者	公益財団法人さいたま市文化振興事業団
収容人員	三百人

告 示

埼玉県選管告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、さいたま市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
浦和コミュニティセンター	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町十一番一号	公益財団法人さいたま市文化振興事業団	四百人

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、戸田市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
戸田市立上戸田福祉センター	埼玉県戸田市上戸田二丁目十八番十三号	戸田市長	百五十人

告 示

埼玉県選管告示第七十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十八年十一月十五日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 土地改良区総代選挙について